

平成29年
4月より

幼児教育の無償化の 対象年齢が広がります！

4歳児 5歳児
が対象です！

幼稚園等保育料
(1号認定)
無料

保育所等保育料
(2号認定)

約50% (教育費相当額)
の負担軽減

認可外保育施設
※2

年額308,000円
を上限に補助

新制度に移行して
いない幼稚園 ※1

就園奨励費補助
年額308,000円
を上限に補助

児童発達支援
事業所

利用者負担額
を給付

※1「新制度」とは、「子ども・子育て支援新制度」のことです。

※2 認可外保育施設の補助について、申請方法や対象となる施設など詳細は、担当までお問い合わせ下さい。

- 平成29年4月分の保育料から適用されます。支払い時期は施設によって異なります。
- 就園奨励費補助については、申込が必要です。6月頃、幼稚園より申込用紙を配布します。
- 児童発達支援事業所の利用者負担額の給付を受けるには申請が必要です。

【お問い合わせ】

- | | | |
|--------------------------------|-----------|------------------|
| ○幼稚園・保育所等保育料 … お住まいの区の保健福祉センター | 保育担当 | |
| または こども青少年局保育企画課 | 支給認定グループ | TEL.06-6208-8037 |
| ○就園奨励費補助 … | 幼稚園企画グループ | TEL.06-6208-8085 |
| ○認可外保育施設 … | 指導・監査グループ | TEL.06-6208-8114 |
| ○児童発達支援事業所 … 福祉局障がい者施策部障がい支援課 | | TEL.06-6208-7986 |